

第15回 社会保障審議会統計分科会

平成22年2月19日（金）
10:00～12:00
厚生労働省5階共用第7会議室

議 事 次 第

○ 議 事

1. 厚生労働統計の整備に関する検討会について
2. 平成22年国民生活基礎調査について
3. WHO-FIC韓国会議報告について
4. ICF-CYの刊行について
5. ICFシンポジウムの報告について
6. その他

[配付資料]

- | | |
|-------|----------------------------|
| 資料1-1 | 厚生労働統計の整備に関する検討会開催要項 |
| 資料1-2 | 今後5年間に講ずべき具体的施策（抜粋） |
| 資料2 | 諮問第21号の答申「国民生活基礎調査の変更について」 |
| 資料3 | WHO-FIC韓国会議報告について |
| 資料4 | ICF-CYの刊行について |
| 資料5 | ICFシンポジウムの報告について |
| 資料6 | 平成22年度統計情報部事業計画（厚生関係）について |
| 参考資料1 | 諮問第21号国民生活基礎調査の変更について（諮問） |
| 参考資料2 | 平成22年国民生活基礎調査 調査票 |

厚生労働統計の整備に関する検討会開催要項

1 目 的

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成20年3月13日閣議決定）において、公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策に関し、今後5年間に講ずべき具体的施策が示された。これを受けて、統計情報部所管統計について当該講ずべき具体的施策への対応を検討するに当たり、専門的見地からの意見・助言を得ることを目的とする。

2 主な検討事項

検討会は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」の「別表 今後5年間に講ずべき具体的施策」のうち、「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分に係る統計情報部所管統計の調査事項、調査方法、集計方法等の改善・充実策等について検討を行う。

3 構 成 員

4 運 営 等

(1) 検討会は、統計情報部長が有識者の参集を求めて開催する。

(2) 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。

(3) 検討会に座長代理を置くことができる。

座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。

(4) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(5) 検討会は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(6) 検討会の資料は、原則として公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。

(7) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。

(8) 検討会の庶務は、統計情報部企画課において行う。

(9) 前各項のほか、検討会の運営その他の検討会に関し必要な事項は、座長が定める。

5 開催期間

検討会は平成25年度まで、1年に3回程度開催することとする。

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策（抜粋）

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分

番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1	エ 四半期推計に関する諸課題	○ 毎月勤労統計調査について、①常用労働者が5人から29人の事業所の調査における標本替えの工夫による所定内給与等の断層の解消、②離職事由を「解雇、退職」、「転勤」等に分離すること等による企業の退職者比率の把握、③退職金の調査を検討する。	厚生労働省	平成25年度までに結論を得る。
2	(4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上	○ 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計（OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計）を公的統計として位置付けることについて、できるだけ早期に結論を得られるよう、学識経験者や利用者を含めて検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
3	(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備	○ 就業（就職及び離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成21年中に結論を得る。
4		○ 世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。	厚生労働省	平成21年度中に結論を得る。
5		○ 人口動態調査における集計の充実（出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等）について検討する。	厚生労働省	平成21年中に結論を得る。
6	(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備	○ 国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。	厚生労働省	平成25年調査の企画時期までに結論を得る。
7		○ 国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることについて検討する。	厚生労働省	平成23年中に結論を得る。
8	(4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	○ 社会生活や雇用・労働等と教育との関係を分析できるようにする観点から、関連統計調査において、学歴等の教育関連項目を追加することについて検討する。	各調査の実施府省	原則として平成21年中に結論を得る。
9	(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備	○ 人口動態調査における外国人についての集計の充実（特に年齢別）について検討する。	厚生労働省	平成21年中に結論を得る。
10	(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯に対する雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成21年中に結論を得る。
11		○ 雇用動向調査等を基にして雇用創出・消失指標を推計し、公表する。	厚生労働省	平成24年末までに実施する。
12		○ 経済産業省と協力して、ビジネスレジスターの整備を待って、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査と、工業統計表等との結合を図るため、共通符号を持たせること等の措置を講じる。	厚生労働省	ビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、速やかに実施する。
13		○ 非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査について、遅くとも平成24年度までの調査開始に向けて、調査の内容や実施時期等について検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、平成22年度までに結論を得る。
14		○ 関係府省等と協力して、ハローワークを通じた求人・求職活動のみではなく、他のルートによる求人・求職活動を含めた総合的な労働の需給動向を示す指標について、ハローワーク以外の求人数の把握方法、世帯調査を通じた求職状況に関する統計の利用可能性や、費用対効果なども含め、その実現可能性について検討する。	厚生労働省、総務省	平成21年度から検討する。
15	(9) その他	○ 医療施設調査及び患者調査について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成23年調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討する。	厚生労働省	平成23年調査の企画時期までに結論を得る。

（注）周期調査については、記載された実施時期の直後に到来する調査企画時期（調査計画の承認申請を行う時期を指す。）までとする。

諮問第 21 号の答申 国民生活基礎調査の変更について

(平成 22 年 1 月 25 日府統委第 8 号 統計委員会答申)

本委員会は、国民生活基礎調査（以下「本調査」という。）の変更について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 承認の適否

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 10 条各号の要件に適合しているため、変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「2 理由等」で指摘した事項については、修正が必要である。

2 理由等

(1) 調査事項

ア 調査事項の追加

(ア) 学歴の追加（世帯票）

厚生労働省は、世帯票において、世帯員ごとに最終学歴又は在学中の学校を新たに把握する計画である。

これについては、学歴が世帯員に関する基本的な情報であり、健康状態、所得、貯蓄等に関する調査事項とクロス集計することにより、従来とらえられなかった有用な情報が得られると考えられること、また、調査事項は簡素であり、報告者負担の観点での問題もなく、平成 20 年 7 月に実施された国民生活基礎調査試験調査（以下「試験調査」という。）の結果を見ても特段の支障は認められないことから、適当である。

(イ) 同居していない者の人数の追加（世帯票）

厚生労働省は、世帯票において、単身赴任等の特定の事由で同居していない者に関し、従来、その有無のみを事由別に把握してきたが、新たに、同居していない者の人数を把握する計画である。

これについては、家計支出額等とクロス集計することにより、同居していない者の人数に応じた家計負担の相違などの従来とらえられなかった有用な情報が得られると考えられること、また、人数の記入が、報告者負担の過度な増加につながるとは考えられないことから、適当である。

ただし、単身赴任や社会福祉施設への入所等で世帯を離れている者について、結婚等で新たに世帯を構えた者との区別を用語上明らかにするため、調査票の「同居していない」という用語を適切な表現に改めるほか、単身赴任や社会福祉施設への入所等で世帯を離れている者として、計上されるべき者がより明確になるよう、調査票の説明を変更する必要がある。

(ウ) 健診後の特定保健指導等の状況の追加（健康票）

厚生労働省は、健康票において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定保健指導等^(注)の実施状況を新たに把握する計画である。

これについては、特定保健指導を受けた者及び勧められたにもかかわらず受けなかった者の属性を分析することなどにより、特定保健指導の円滑な普及のために有用な情報が得られると考えられること、また、調査事項は簡素であり、報告者負担の観点での問題もないことから、適当である。

(注) 特定保健指導は、40歳以上74歳以下の者を対象としているが、健康票では、その他の者（ただし20歳以上）に対する任意の保健指導の状況も把握することとしているため、当該調査事項において、「特定保健指導」という表現は用いていない。

(エ) 子宮がん及び乳がん検診の過去2年間の受診実績の追加（健康票）

厚生労働省は、健康票において、従来、過去1年間の受診実績のみを把握してきた各種がん検診のうち、子宮がん及び乳がんについて、新たに、過去2年間の受診実績を把握する計画である。

国民のがん検診の受診率に関しては、がん対策推進基本計画（平成19年6月15日閣議決定）において、50%以上とすることが目標として定められている。当該受診率の測定には、本調査の結果が利用されているが、他のがん検診と異なり、子宮がん及び乳がん検診の頻度は、厚生労働省の指針により、2年に1回とされており、過去1年間の受診実績のみでは、正確な受診率の測定に支障があるため、子宮がん及び乳がん検診の過去2年間の受診実績を把握する必要は認められる。また、調査事項は簡素であり、報告者負担の観点での問題もないことから、子宮がん及び乳がん検診の過去2年間の受診実績の追加は、適当である。

ただし、調査票の設計上、過去1年間の受診実績の有無にかかわらず、20歳以上のすべての女性が回答対象であることが分かりにくいいため、回答が必要な者について明記し、記入漏れが生じないようにする必要がある。

(オ) 児童手当等の追加（所得票）

厚生労働省は、所得票において、従来、年間所得の内訳の「その他の社会保障給付金」として、まとめてとらえられてきた児童手当等（児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当などの児童に関する社会保障給付金をいう。以下同じ。）を、「その他の社会保障給付金」から分離し、回答項目として独立させる計画である。

これについては、児童手当等の額を把握することにより、少子化対策に有用な基礎的情報が得られると考えられること、また、従来合算されていた児童手当等を分離し記載することが、報告者負担の過度な増加につながるとは考えられず、試験調査の結果を見ても特段の支障は認められないことから、適当である。

イ 調査事項の削除

(ア) 1日の平均の片道通勤時間の削除（世帯票）

厚生労働省は、世帯票において、1週間の就業日数等に関する調査事項の中で世帯員ごとに把握してきた1日の平均の片道通勤時間を削除する計画である。

これについては、平成16年及び平成19年に実施された本調査により、おおよその状況が把握できたこと、また、上記アの（ア）及び（イ）のとおり、世帯票に調査事項が追加され、報告者負担を考慮する必要があることから、適当である。

(イ) 世帯を別にしている子の人数の削除（世帯票）

厚生労働省は、世帯票において、世帯を別にしている子に関する調査事項の中で世帯員ごとに把握してきた世帯を別にしている子の人数を削除する計画である。

世帯を別にしている子の人数は、一般的に、親と世帯を別にしている子供との間で交わされると考えられる経済的支援や介護支援等を量的に把握するため、平成16年に実施された本調査で取り入れられた調査事項である。

しかしながら、様々な親子関係がある中、経済的支援や介護支援等の量の子供の数で測るのは結果的に困難であったこと、また、上記アの（ア）及び（イ）のとおり、世帯票に調査事項が追加され、報告者負担を考慮する必要があることから、世帯を別にしている子の人数の削除は、適当である。

(2) 調査方法

厚生労働省は、所得票について、所得や課税などの内容を統計調査員に対して口頭で答えたくないとする報告者の抵抗感を和らげ、調査票の円滑な回収を可能にするため、他計方式から自計方式に変更する計画である。

これについては、自計方式化に当たり、記入方法の説明や調査事項のレイアウト等の工夫で報告者負担の抑制を図るとともに、世帯内での個人情報保護意識に配慮し、世帯員ごとに別調査票とするなどの措置が講じられ、さらに、試験調査の結果を見ても特段の支障は認められないことから、適当である。

(3) 集計・公表

ア 集計事項

厚生労働省は、研究者等の一般利用者や行政施策上の需要を踏まえ、各調査票間のクロス集計等を充実させる一方、需要の乏しい集計事項を削除する計画である。

集計事項の充実については、研究者等の一般利用者及び行政側、双方にとって利用し得る情報の増加となることから、おおむね適当である。

ただし、有業者の所得金額と就業形態や教育等とをクロスする集計事項については、厚生労働省の計画にある平均所得金額とクロスする集計事項に加えて、所得金額の分布を見ることも重要であることから、所得金額階級とクロスする集計事項を作成する必要がある。

また、集計事項の削除については、特に、研究者等の一般利用者にとって、利用し得る情報の減少となるものの、調査票情報の二次利用により、ある程度代替が可能と考えられることを踏まえた場合、需要に応じた統計作成の効率化の観点から適当である。

イ 心の状態に関する調査事項の集計方法

心の状態に関する調査事項（以下「K6」という。）^(注)については、平成19年に実施された本調査に係る統計審議会（当時）の答申（以下「審議会答申」という。）において、「調査結果を精査の上、例えば、K6の点数を合計した結果表の作成に向けて、その方法などについて検討する必要がある」と指摘されたところである。

厚生労働省は、この指摘を受け検討を行ったが、K6の適切な表章方法についてなお研究中であることを踏まえ、平成19年に実施された本調査に引き続き、K6の点数を合計した結果表の作成を見送る計画である。

しかしながら、合計されたK6の点数は、心の健康状態を反映した尺度数値であり、一定の社会的配慮を要するものの、自殺対策等の基礎資料として有用な情報になると考えられるため、平成22年に実施される本調査から、K6の点数を合計した結果表を作成することが必要である。

(注) ハーバード大学医学部 Kessler 教授らによって開発された心の健康状態を把握する方法であり、平成19年に実施された本調査で、健康票の調査事項として導入された。

(4) 母集団推定の方法

本調査で用いる母集団推定の方法については、審議会答申において、より適当な推定を行う観点から研究を行うよう指摘されたところである。

本調査の結果から推定された母集団値に関しては、国勢調査の結果と比較した場合、単身世帯数が国勢調査の結果を下回るといった事例が見られている。

国勢調査の結果との差は、世帯構造や年齢層等に応じた調査票回収率の偏りによる非標本誤差が原因であると考えられる。そのため、厚生労働省は、住民基本台帳の利用や近隣世帯からの聞き取りによる調査地区の世帯名簿の精緻化を通じて、調査票回収率の偏りをとらえ、当該情報を基に母集団推定の方法を工夫することで非標本誤差を縮小できないか検討を行ったが、推定結果の改善にはつながらなかったことから、現行の母集団推定の方法を継続する計画である。

これについては、調査票回収率の偏りに関する正確な情報を得るために直ちに採用できる効果的な手段がない現状では、母集団推定の方法の工夫によって非標本誤差を縮小することは、当面は困難であると認められることから、やむ

を得ない。

なお、厚生労働省では、非標本誤差の縮小には、現時点では、まず調査票回収率の向上に努めるべきと考えられることから、調査票回収率の向上策として、平成 22 年に実施される本調査から、所得票の自計方式化や集合住宅の管理人等に対する自治体職員による協力依頼の実施などの措置を採ることとしており、これらの措置については、適当と考えられる。

3 今後の課題

本調査における非標本誤差の縮小に向け、平成 22 年に実施される国勢調査の結果と本調査の結果との間で生じた差異も含め、上記 2 (4) で述べた調査票回収率の向上策の効果を検証する必要があるほか、近年、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の研究が進んできていることから、それらの利用可能性に関する検討も併せて行う必要がある。

また、これらの対策が思わしい成果を上げない場合は、平成 25 年に実施する本調査の企画に当たり、他の基幹統計調査の状況も踏まえ、調査方法等について、見直しを検討する必要がある。

WHO-FIC 韓国会議報告について

主催	WHO, WHO-FIC 韓国協力センター（申請中）共催
開催期間	平成 21 年 10 月 10 日（土）～16 日（金）
会場	韓国ソウル市 韓国カトリック大学ソンシンキャンパス国際コンベンションセンター
参加者	WHO, WHO 協力センター、厚生・統計関係部局、オブザーバー等約 150 名

主な議題について

(1) 諮問委員会 (Council)

- 各グループ及び委員会の workplan の見直しを目的としたピア・レビューア－を WHO が指名した。
- iCAMP の報告
- 伝統医学に関する分類の追加を検討中。
- SnomedCT は、ICD とのリンケージに関してのみ無料で使用可能とする旨 IHTSDO と合意。
- 次回執行小委員会 (SEG) WHO-FIC 諮問会議 (council)、RSG、第 2 回 iCAMP は 2010 年 4 月に予定。
- 次年度 WHO-FIC 年次会議
2010 年 10 月 16 日～22 日 於：カナダ（トロント）
- 諮問会議議長選挙 (2010-2011)
Ms. Marjorie Greenberg と Dr. Stefanie Weber が選出。
- ポスターセッションの実施方法について意見交換

(2) 本会議

- 韓国の Health Information System について（プレゼンテーション）
- 円卓会議 I（ICD-11 α 版に向けて）
 - RSG のシュート議長による説明
 - iCAMP を通じてツールの実用性が改善。
 - 用語の不整合の問題、章ごとに異なる構造を採用するか等の問題
 - 少なくとも(1) α 版の具体的な形式の提示、(2) ワークフローと課題を確認、(3) TAG 以外の広範囲な対象者と情報交換をする等は実施。
 - ウースタン WHO 担当官による説明
 - Icamp において、iCAT の使用方法、コンテンツ・モデル、ワークフローなどの学習が目的で、合計 40 人（マネージング・エディター 12 人、分類専門官 10 人、コンピューター専門家 10 人、評価専門家 8 人）で活動。
 - 今後の予定として、2010 年 5 月に α 版が完成し、1 年間のフィードバックを受け付ける。同時に β 版を作成して、誰でもテストできるようにする。その後 2 年間のフィールド・テストを実施して、2013 年 9 月に一般公開用の最終版を作成。
 - iCAMP 参加者からのコメント
- ポスターセッション 1（ICD 及び ICF）
- ポスターセッション 2（プライマリケア）
- 円卓会議 II（プライマリケア）
 - WONCA 代表による基調講演
 - ICPC の歴史
 - プライマリケアにおける伝統医学の位置づけ
 - アジアパシフィックネットワーク会議における検討報告
 - ICD-11 で 1 つのユースケースとしてプライマリケアを検討

ICF-CY の刊行について

○生活機能分類—小児青少年版(仮称)(ICF-CY)の日本語版作成のための検討会での検討状況

第1回検討会 . . . 平成20年6月26日(木)

【 議 事 】

- ・国際生活機能分類—小児青少年版(仮称)(ICF-CY)の動向について
 - ・今後の運営について
 - ・その他
- ※ 各構成員から提出された意見をもとに、適切な日本語訳について議論。

第2回検討会 . . . 平成20年12月10日(水)

【 議 事 】

- ・国際生活機能分類—小児青少年版(仮称)(ICF-CY)の日本語訳について
 - ・国際生活機能分類の変更すべき項目名について
 - ・その他
- ※ 各構成員からの意見提出を踏まえ、日本語訳(事務局案)を提示し議論。
- ※ ICF本体の修正が必要と思われる箇所については、ICF専門委員会に報告。

○意見照会

平成21年1月~2月 関係省庁及び関係団体に意見を照会し集約

○専門委員会への報告

平成21年3月13日 第6回社会保障審議会統計分科会
「生活機能分類専門委員会」に最終訳を報告

○刊行

平成21年3月24日 刊行
関係省庁、関係団体へ配布

ICF シンポジウムの報告について

1 開催概要

日 時：平成22年1月24日(日) 13:00—17:00

場 所：明治大学リバティータワー1階「リバティールーム」

主 催：厚生労働省

協 賛：財団法人 厚生統計協会

協 力：日本保健医療福祉連携教育学会、ソーシャルケアサービス従事者研究協議会

(社団法人日本社会福祉士会、社団法人日本医療社会事業協会、社団法人日本精神保健福祉士協会、日本ソーシャルワーカー協会)、日本介護支援専門員協会

参加者：約320名

2 シンポジウム概要

生活機能分類(ICF)専門委員 4 名による活用事例報告(医療分野、介護分野)と 2 名の指定討論者(リハビリテーション、ソーシャルワーク)を交えたパネルディスカッションをおこなった。

ICFの普及のために、今回のシンポジウムを単発で終わらせるのではなく、今後は、ICFを普及するための教育のあり方の具体的な検討やICFが果たす「共通言語」の役割の重要性を認識した異職種間の情報交換が活発化し、連携が促進されることが期待された。

【講演者・パネリスト】

国立精神・神経センター病院副院長 安西 信雄

国立長寿医療センター研究所生活機能賦活研究部長 大川 弥生

日本介護支援専門員協会会長 木村 隆次

千葉大学医学部附属病院地域医療連携部准教授 藤田 伸輔

(指定討論者)

新潟医療福祉大学医療技術学部教授 真柄 彰

郡山市医療介護病院保健福祉等事業推進室長 島野 光正

司会進行：厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課

疾病傷害死因分類調査室長 瀧村 佳代

座 長：社会保障審議会統計分科会

生活機能分類専門委員会委員長 大橋 謙策

平成22年度統計情報部事業計画（厚生関係）について

	事業名		備考
	保健統計主管部局関係	社会福祉統計主管部局関係	
平成22年			
6月		社会医療診療行為別調査実施 (調剤報酬に係る調査を含む)	調査経路は支 払基金 ・国保連合会
6月3日	国民生活基礎調査(世帯票・健康票・ 介護票)実施		
7月15日		国民生活基礎調査(所得票・貯蓄票)実 施	
7月18日	第9回21世紀出生児縦断調査実施(平成13年7月出生児)		直接郵送方式
10月		社会福祉施設等調査実施 介護サービス施設・事業所調査実施	公共サービス 改革法による民 間委託 公共サービス 改革法による民 間委託
11月3日		第6回中高年者縦断調査実施	直接郵送方式
11月3日		第9回21世紀成年者縦断調査実施	直接郵送方式
12月1日		第1回21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)(仮称)実施	直接郵送方式
12月31日	医師・歯科医師・薬剤師調査実施		
平成23年			
1月18日		第10回21世紀出生児縦断調査実施(平成13年1月出生児)	直接郵送方式

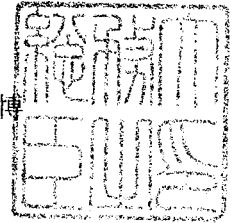
(注) これらの他、年間を通じて実施する調査として、人口動態調査(職業・産業調査を含む)、医療施設動態調査、病院報告、衛生行政報告例、地域保健・健康増進事業報告、福祉行政報告例及び介護給付費実態調査がある。



総政企第 313 号
平成 21 年 10 月 30 日

統計委員会委員長 殿

総務大臣
原口 博



諮問第 21 号
国民生活基礎調査の変更について（諮問）

標記について、平成 21 年 10 月 20 日付け厚生労働省発統 1020 第 3 号により厚生労働大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(国民生活基礎調査の変更について)

1 調査の目的等

国民生活基礎調査（以下「本調査」という。）は、保健、医療、福祉、年金、所得などの国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種統計調査において報告者の抽出に用いる母集団情報を提供することを目的として、実施する調査である。

本調査は、旧統計法（昭和 22 年法律第 18 号）第 2 条に基づく指定統計である国民生活基礎統計（指定統計第 116 号）を作成するための指定統計調査として、昭和 61 年を初回として、3 年ごとに大規模調査を、中間年に簡易調査を実施してきており、その後、平成 21 年 4 月に、新統計法（平成 19 年法律第 53 号）が全面施行されたことに伴い、同法第 2 条第 4 項第 3 号に規定される基幹統計を作成するための基幹統計調査に位置付けられている。

なお、平成 22 年に実施が予定されている本調査は、第 9 回目の大規模調査に当たる。

2 申請の趣旨

国民の個人情報保護意識の変化を考慮し、調査方法を変更するほか、社会経済情勢の変化に応じて多様化する国民生活の実態をよりの確に把握するため、報告者負担に配慮しつつ、調査事項の変更を行う。

また、研究者等の一般利用者や行政施策上の需要等を踏まえ、集計事項の追加及び削除を行う。

3 申請内容

(1) 調査方法の変更

国民の個人情報保護意識の変化に起因する本調査への理解及び協力意識の低下やそれに伴う統計調査員の負担の増加を踏まえ、所得票について、他計方式（統計調査員による聞き取り方式）から、自計方式（報告者による自己記入方式）に移行する。

(2) 調査事項の変更

ア 調査事項の追加

(ア) 学歴の追加（世帯票）

世帯員に関する基本的な情報であり、健康状態、所得、貯蓄等に関する調査事項とクロス集計することにより、学歴とストレスの相関関係等、従来とらえられなかった情報が得られると考えられることから、世帯員ごとに最終学歴又は在学中の学校を新たに把握する。

(イ) 同居していない者の人数の追加（世帯票）

単身赴任や学業等で同居していない者について、従来はその有無のみを事由別に把握してきたが、同居していない者の人数に応じた家計負担の相違などの従来とらえられなかった情報が得られると考えられることから、同居していない者の事由別の人数を新たに把握する。

(ウ) 健診後の特定保健指導等の状況の追加 (健康票)

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、生活習慣病の予防を目的として平成20年度から開始された特定保健指導(注1)について、指導を受けた者及び勧められたにもかかわらず受けなかった者の属性を分析することなどにより、特定保健指導の円滑な普及のために有用な情報が得られると考えられることから、特定保健指導等(注2)の実施状況を新たに把握する。

(注)1 生活習慣病の要因と考えられている内臓脂肪型肥満(メタボリック・シンドローム)の該当者や予備群に対して行う生活習慣の改善に向けた保健指導

2 特定保健指導は、40歳以上74歳以下の者を対象としているが、健康票では、その他の者(ただし20歳以上)に対する任意の保健指導の状況も把握することとしているため、当該調査事項において、「特定保健指導」という表現は用いていない。

(エ) 子宮がん及び乳がん検診の過去2年間の受診実績の追加 (健康票)

がん対策推進基本計画(平成19年6月15日閣議決定。以下「基本計画」という。)において、国民のがん検診の受診率を50%以上とすることが目標として定められており、当該受診率の測定には、本調査結果が利用されている。

従来、本調査において、各種がん検診については、過去1年間の受診実績のみを把握し、その結果を、基本計画に掲げられた受診率の測定に用いてきたが、子宮がん及び乳がんの検診に関しては、厚生労働省の指針により、2年に1回行うこととされており、過去1年間の受診実績では、がん検診の正確な受診率の測定に支障があるため、子宮がん及び乳がん検診について、過去2年間の受診実績を新たに把握する。

(オ) 児童手当等の追加 (所得票)

児童手当等(児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当などの児童に関する社会保障給付金をいう。以下同じ。)は、従来、年間所得の内訳の中で、「その他の社会保障給付金」として、まとめてとらえられてきたが、少子化対策の基礎的な情報であると考えられるため、「その他の社会保障給付金」から分離し、児童手当等の額を新たに把握する。

イ 調査事項の削除

(ア) 1日の平均の片道通勤時間の削除 (世帯票)

1日の平均の片道通勤時間は、個人の働き方の態様を多面的にとらえるため、平成16年に実施された本調査で取り入れられた調査事項である。

しかしながら、平成16年及び平成19年に実施された本調査の結果により、1日の平均の片道通勤時間のおおよその状況が把握できたこと、並びに上記アの(ア)

及び（イ）のとおり、世帯票に調査事項が追加され、報告者負担を考慮する必要があることから、1日の平均の片道通勤時間を削除する。

（イ）世帯を別にしている子の人数の削除（世帯票）

世帯を別にしている子の人数は、一般的に親と世帯を別にしている子供との間で交わされると考えられる経済的支援や介護支援等を量的に把握するため、平成16年に実施された本調査で取り入れられた調査事項である。

しかしながら、様々な親子関係がある中、交わされる経済的支援や介護支援等の量を子供の数で測るのは結果的に困難であったこと、並びに上記アの（ア）及び（イ）のとおり、世帯票に調査事項が追加され、報告者負担を考慮する必要があることから、世帯を別にしている子の人数を削除する。

（3）集計事項の変更

研究者等の一般利用者や行政施策上の需要を踏まえ、各調査票間のクロス集計事項等を充実させる一方、需要の乏しい集計事項を削除する。

調査員記入欄

地区 番号					単位区 番号			世帯 番号		
----------	--	--	--	--	-----------	--	--	----------	--	--

この調査は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。
 秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

〈 記入上の注意 〉

- ・『(世帯票・健康票)記入のしかた』をよくお読みになってから記入してください。
- ・もし記入方法がわからなかった場合は、調査員が受け取りにうかがったときにおたずねください。
- ・選択肢は指示がない場合は、あてはまる番号1つに○をつけてください。
- ・数字は右づめで記入してください。
- ・できるだけ黒のボールペンで記入してください。

あなたの世帯について、平成22年6月3日現在の状況をお答えください。

- ・世帯とは、ふだん住居と生計を共にしている人々(世帯員)の集まりをいいます。
- ・世帯員には、旅行や出張などで一時的(3か月以内)に自宅を離れている人や船員など就業場所を移動する人も含みます。
 また、病院に入院している人も含みますが、住民登録を病院に移している人は除きます。さらに、単身赴任や学業で世帯を離れている人、老人福祉施設などの社会福祉施設に入所している人も除きます。

I 世帯の状況

質問1 ふだん一緒にお住まいで、生計を共にしている方(世帯員)は、あなたを含めて何人ですか。
 (一時的に不在の方を含みます。)

<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: auto; border-bottom: 1px dashed black;"></div>	人
--	---

1人(単独世帯)の場合は、補問1-1にもお答えください。

補問1-1 1人(単独世帯)の方の場合は、その状況についてお答えください。

<p>【単独世帯の状況】</p> <p>1 住み込み、寄宿舍等に居住する単独世帯</p> <p>2 その他の単独世帯</p>	}	<p>【単身赴任か否か】</p> <p>1 単身赴任者である</p> <p>2 単身赴任者でない</p>
--	---	--

質問2 現在は、単身赴任などで世帯を離れているが、その前は、一緒にお住まいで生計を共にしていた方がいる場合は、あてはまるすべての番号に○をつけ、それぞれの人数を記入してください(いない場合は、6に○をつけてください。)

1 単身赴任で世帯を離れている者がいる	→	<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: auto;"></div>	人
2 学業のため世帯を離れている者がいる	→	<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: auto;"></div>	人
3 老人福祉施設に入所している者がいる	→	<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: auto;"></div>	人
4 社会福祉施設(老人福祉施設を除く。)に入所している者がいる	→	<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: auto;"></div>	人
5 病院に長期入院している(住民登録を病院に移している。)者がいる	→	<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: auto;"></div>	人
6 1~5の者はいない			

※ 1~5に該当する方は、この調査の世帯員とはなりませんので、質問1の人数には含めないでください。

裏面に続きます。

質問3 お住まいの住居の種類と建て方についてお答えください。

<p>【住居の種類】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 持ち家 2 民間賃貸住宅 3 社宅・公務員住宅等の給与住宅 4 都市再生機構・公社等の公営賃貸住宅 5 借間・その他 	<p>【建て方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一戸建て 2 共同住宅 (マンション、アパート等)
--	--

質問4 お住まいの住居の室数について、居住用の部屋数（玄関や風呂等は含めないでください。）を記入してください。
また、床面積は、玄関や廊下等も含めた住宅全体のおおよその床面積を記入してください。

<p>【室数】</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 40px; margin: 0 auto; position: relative;"> } </div> <p style="text-align: center;">室</p>	<p>【床面積】</p> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 40px; margin: 0 auto; position: relative;"> } </div> <p style="text-align: center;">㎡</p>	<p>※ 床面積の換算 1坪=3.3㎡ 2畳=3.3㎡</p>
--	--	---

質問5 5月中の家計支出総額（世帯の方全員の支出金額の合計額）を記入してください。

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 60px; margin: 0 auto; position: relative;"> } </div> <p style="text-align: center;">万円</p>	<p>※ 以下の費用は家計支出には含めないでください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>税金、社会保険料、事業上の支払い(農家における肥料や農具、商店における商品の仕入れに使った金等)、貯蓄、借金や住宅ローンなどの返済、掛け捨て型以外の生命保険料・損害保険料</p> </div>
---	--

補問5-1 小学校入学前の方がいる場合は、5月中の家計支出総額のうち、育児にかかった費用を記入してください。

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 60px; margin: 0 auto; position: relative;"> } </div> <p style="text-align: center;">万</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; position: relative;"> } </div> <p style="text-align: center;">千円</p>	<p>※ 育児にかかった費用とは、ミルク代、離乳食代、医療費、保育料、習い事の費用、衣服費、おもちゃ代、その他育児にかかった費用のすべてが入ります。</p>
--	--	--

補問5-2 5月中の家計支出総額のうち、別居している親又は子への仕送りの状況をお答えください。

仕送りの目的については、あてはまるすべての番号に○をつけてください。

<p>別居している親がいる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>1 仕送りあり</p> <p>2 仕送りなし</p> </div> <p>3 別居している親はいない</p>	<p>【仕送りの目的】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入所・入院費 2 その他 	<p>【仕送り額】</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 40px; margin: 0 auto; position: relative;"> } </div> <p style="text-align: center;">万円</p>
<p>別居している子がいる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>1 仕送りあり</p> <p>2 仕送りなし</p> </div> <p>3 別居している子はいない</p>	<p>【仕送りの目的】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学業 2 その他 	<p>【仕送り額】</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 40px; margin: 0 auto; position: relative;"> } </div> <p style="text-align: center;">万円</p>

引き続き「Ⅱ 世帯員の状況」についてもお答えください。

II 世帯員の状況

調査員記入欄

- すべての世帯員の方について、ひとり一列で記入してください。
世帯員の記入順序は、夫婦・親子の関係がある方を順に並べて記入してください。
選択肢は指示がない場合は、あてはまる番号1つに○をつけ、数字は右づめで記入してください。

Table with columns for 地区番号, 単位区番号, 世帯番号.

Main survey form with 7 questions (質問1-7) covering household head, family structure, sex, birth date, spouse status, health insurance, and public pensions.

小学校入学前の方への質問

Question 8 (質問8) regarding childcare for children before elementary school.

6歳以上の方への質問 (6歳未満の方は質問終了です。)

Question 9 (質問9) regarding the need for assistance or supervision for those aged 6 and over.

手助けや見守りを必要としている方への質問

Supplementary questions (補問9-1 to 9-3) for those needing assistance or supervision, covering daily independence, duration, and care certification.

主に手助けや見守りをしている方はどなたですか。(質問9で手助けや見守りを「必要としている」と回答した方への質問)

Supplementary questions (補問9-4 to 9-6) identifying the person providing assistance or supervision, including co-residence and sex.

裏面に続きます。(15歳未満の方は質問終了です。)

Table with 3 columns (01, 02, 03) and 4 rows (質問10-13). Columns are labeled '01', '02', '03'. Rows are labeled '1', '5', '歳', '以', '上', 'の', '方', 'へ', 'の', '質', '問'. Questions include: 質問10 教育, 質問11 公的年金の加入状況, 質問12 別居している子の有無, 補問12-1 最も近くに住んでいる別居の子の居住場所, 質問13 5月中の仕事の状況.

質問13で「1」～「4」（仕事あり）と回答した方への質問

Table with 3 columns and 1 row (質問14). Questions include: 質問14 1週間の就業日数等. Includes fields for 就業日数 and 就業時間.

現在の主な仕事について

Table with 3 columns and 5 rows (質問15-17, 補問17-1, 補問17-2). Questions include: 質問15 就業開始時期, 質問16 仕事の内容(職業分類), 質問17 勤めか自営かの別, 補問17-1 勤め先での呼称, 補問17-2 企業規模・官公庁の別.

質問13で「5」～「7」（仕事なし）と回答した方への質問

Table with 3 columns and 4 rows (質問18, 補問18-1, 補問18-2, 補問18-3, 補問18-4). Questions include: 質問18 就業希望の有無, 補問18-1 どのような形で仕事をしたいと思えますか, 補問18-2 すぐに仕事につけませんか, 補問18-3 仕事を探していますか, 補問18-4 仕事につけない理由.

ご協力ありがとうございました。

国民生活基礎調査【健康票】

(平成22年6月3日調査)

この調査は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。
秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

- ＜ 記入上の注意 ＞
- ・ この調査票は、世帯の方全員が1人1冊ずつ、記入してください。
 - ・ 『(世帯票・健康票) 記入のしかた』をよくお読みになってから記入してください。
 - ・ もし記入方法がわからなかった場合は、調査員が受け取りにうかがったときにおたずねください。
 - ・ 選択肢はあてはまる番号1つ、又はあてはまるすべての番号に○をつけてください。
 - ・ 数字は右づめで記入してください。
 - ・ ご自分で記入できない方については、ご家族の方、又は介護をしている方が記入を手伝ってください。
 - ・ できるだけ黒のボールペンで記入してください。

質問1 あなたの性・出生年月を記入してください。性・元号は、あてはまる番号1つに○をつけ、出生年月には数字を右づめで記入してください。

性	出生年月			
1 男	1 明治	3 昭和	<input type="text"/>	<input type="text"/>
2 女	2 大正	4 平成	年	月

調査員記入欄

地区番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	単位区番号	<input type="text"/>	世帯番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>
------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-------	----------------------	------	----------------------	----------------------

質問2 あなたは**現在**、病院や診療所に入院中、又は、介護保険施設に入所中ですか。

- 1 はい
2 いいえ

質問5へ

※ 介護保険施設とは、介護療養型医療施設、
介護老人保健施設及び介護老人福祉施設をいいます。

質問3 あなたは**ここ数日**、病気やけがなどで体の具合の悪いところ（自覚症状）がありますか。

- 1 ある 2 ない

質問4へ

補問3-1 それは、どのような症状ですか。あてはまる**すべての**症状名の番号に○をつけてください。その中で最も気になる症状名の番号を番号記入欄に記入してください。

全身症状	01 熱がある	呼吸器系	15 せきやたんが出る	筋骨格系	29 肩こり
	02 体がだるい		16 鼻がつまる・ 鼻汁が出る		30 腰痛
	03 眠れない		17 ゼイゼイする		31 手足の関節が痛む
	04 いらいらしやすい	消化器系	18 胃のもたれ・ むねやけ	手足	32 手足の動きが悪い
	05 ものを忘れする		19 下痢		33 手足のしびれ
	06 頭痛		20 便秘		34 手足が冷える
	07 めまい		21 食欲不振	35 足のむくみやだるさ	
眼	08 目のかすみ	歯	22 腹痛・胃痛	尿路生殖器系	36 尿が出にくい・ 排尿時痛い
	09 物を見づらい		23 痔による痛み・ 出血など		37 頻尿(尿の出る回数が多い)
耳	10 耳なりがする		皮膚		24 歯が痛い
	11 きこえにくい	25 歯ぐきのはれ・出血		39 月経不順・月経痛	
胸部	12 動悸	歯	26 かみにくい	損傷	40 骨折・ねんざ・ 脱ぎゅう
	13 息切れ		27 発疹(じんま疹・できもの など)		41 切り傷・やけどなどの けが
	14 前胸部に痛みが ある	28 かゆみ(湿疹・水虫など)	42 その他		

最も気になる症状の番号記入欄 → 番

補問3-2 最も気になる症状に対して、なんらかの治療をしていますか。
あてはまる**すべての**番号に○をつけてください。

- 1 病院・診療所に通っている（往診、訪問診療を含む）
- 2 あんま・はり・きゅう・柔道整復師（施術所）にかかっている
- 3 売薬をのんだり、つけたりしている
- 4 それ以外の治療をしている
- 5 治療をしていない

質問4 あなたは**現在**、傷病（病気やけが）で病院や診療所（医院、歯科医院）、あんま・はり・きゅう・柔道整復師（施術所）に通っていますか。（往診、訪問診療を含む。）

1 通っている 2 通っていない → **質問5へ**

補問4-1 どのような傷病（病気やけが）で通っていますか。あてはまるすべての傷病名の番号に○をつけてください。その中で最も気になる傷病名の番号を番号記入欄に記入してください。

内分泌・代謝障害	01 糖尿病	呼吸器系	15 急性鼻咽頭炎(かせ)	尿路生殖生殖器系	31 腎臓の病気
	02 肥満症		16 アレルギー性鼻炎		32 前立腺肥大症
	03 高脂血症 (高コレステロール血症等)		17 喘息		33 閉経期又は閉経後障害 (更年期障害等)
	04 甲状腺の病気		18 その他の呼吸器系の病気		
精神・神経	05 うつ病やその他の こころの病気	消化器系	19 胃・十二指腸の病気	損傷	34 骨折
	06 認知症		20 肝臓・胆のうの病気		35 骨折以外のけが・ やけど
	07 パーキンソン病		21 その他の消化器系の病気		36 貧血・血液の病気
	08 その他の神経の病気 (神経痛・麻痺等)		22 歯の病気		37 悪性新生物(がん)
循環器系	09 眼の病気	皮膚	23 アトピー性皮膚炎	妊娠・産褥 (切迫流産、前置胎盤等)	38 妊娠・産褥
	10 耳の病気		24 その他の皮膚の病気		39 不妊症
	11 高血圧症		25 痛風		40 その他
	12 脳卒中(脳出血、脳梗塞等)	筋骨格系	26 関節リウマチ		41 不明
	13 狭心症・心筋梗塞		27 関節症		
	14 その他の循環器系の 病気		28 肩こり症		
			29 腰痛症		
	30 骨粗しょう症				

最も気になる傷病の番号記入欄 → 番

質問5 あなたは、5月中に病気やけが、予防で支払った費用(介護保険の利用者負担は含まれません。)はありましたか。支払った費用があった場合は、千円未満を四捨五入して右づめで記入してください。

(例：支払った費用が、1～499円の場合は「0千円」、500～1499円の場合は「1千円」になります。)

病気やけがで支払った費用 [例：病院、診療所、保険薬局などで支払った費用、市販の薬や包帯]	1 ある → <input type="text"/> 万 <input type="text"/> 千円
	2 ない
病気の予防で医療機関等に支払った費用 [人間ドックや健診の受診、保健指導、予防接種のために支払った費用]	1 ある → <input type="text"/> 万 <input type="text"/> 千円
	2 ない

注：1) 正常な妊娠・分娩のために支払った費用は含みません。

2) お子さま方たちの費用を、保護者の方などが支払われた場合には、お子さま方たちの調査票にその費用を計上してください。

6歳未満の方及び入院、又は、介護保険施設に入所の方は質問終了です。

6 歳以上の方

ここからの質問は、6歳以上の方がお答えください。

質問6 あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。

1 ある 2 ない → 質問7へ

補問6-1 それはどのようなことに影響がありますか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。

- | | |
|----------------------------|---------------|
| 1 日常生活動作（起床、衣服着脱、食事、入浴など） | 4 運動（スポーツを含む） |
| 2 外出（時間や作業量などが制限される） | 5 その他 |
| 3 仕事、家事、学業（時間や作業量などが制限される） | |

質問7 過去1か月の間に、健康上の問題で床についたり、普段の活動ができなかった（仕事・学校を休んだ、家事ができなかった等）日数はどれくらいありましたか。日数を右づめで記入してください。

1 ない 2 ある → 合計 日

質問8 あなたの現在の健康状態はいかがですか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

1 よい 2 まあよい 3 ふつう 4 あまりよくない 5 よくない

12 歳以上の方

ここからの質問は、12歳以上の方がお答えください。
(12歳未満の方は質問終了です。)

質問9 あなたは現在、日常生活で悩みやストレスがありますか。

1 ある 2 ない → 質問10へ

補問9-1 それは、どのような原因ですか。あてはまるすべての原因の番号に○をつけてください。その中で最も気になる原因の番号を番号記入欄に記入してください。

- | | |
|----------------------|---------------------------------|
| 01 家族との人間関係 | 12 妊娠・出産 |
| 02 家族以外との人間関係 | 13 育児 |
| 03 恋愛・性に関すること | 14 家事 |
| 04 結婚 | 15 自分の学業・受験・進学 |
| 05 離婚 | 16 子どもの教育 |
| 06 いじめ、セクシュアル・ハラスメント | 17 自分の仕事 |
| 07 生きがいに関すること | 18 家族の仕事 |
| 08 自由にできる時間がない | 19 住まいや生活環境
(公害、安全及び交通事情を含む) |
| 09 収入・家計・借金等 | 20 その他 |
| 10 自分の病気や介護 | 21 わからない |
| 11 家族の病気や介護 | |

最も気になる悩みやストレスの番号記入欄 → 番

補問9-2 悩みやストレスを、どのように相談していますか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。また、最も気になる悩みやストレスについてどのように相談していますか。あてはまる番号の主なものを2つまで番号記入欄に記入してください。

01 家族に相談している	06 病院・診療所の医師に相談している
02 友人・知人に相談している	07 テレビ、ラジオ、新聞等の相談コーナーを利用している
03 職場の上司、学校の先生に相談している	08 01～07以外で相談している (職場の相談窓口等)
04 公的な機関(保健所、福祉事務所、精神保健福祉センター等)の相談窓口(電話等での相談を含む)を利用している	09 相談したいが誰にも相談できないでいる
05 民間の相談機関(悩み相談所等)の相談窓口(電話等での相談を含む)を利用している	10 相談したいがどこに相談したらよいかわからない
	11 相談する必要はないので誰にも相談していない

最も気になる悩みやストレスの相談状況の番号記入欄 → 番

質問10 次のそれぞれの質問について、過去1か月の間はどのようであったか、あてはまる番号1つに○をつけてください。

	いつも	たいてい	ときどき	少しだけ	まったくない
神経過敏に感じましたか	1	2	3	4	5
絶望的だと感じましたか	1	2	3	4	5
そわそわ、落ち着かなく感じましたか	1	2	3	4	5
気分が沈み込んで、何が起ころっても気が晴れないように感じましたか	1	2	3	4	5
何をするのも骨折りだと感じましたか	1	2	3	4	5
自分は価値のない人間だと感じましたか	1	2	3	4	5

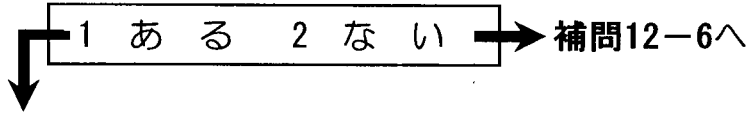
質問11 あなたはたばこを吸いますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

1 吸わない 2 毎日吸っている 3 時々吸う日がある 4 以前は吸っていたが1か月以上吸っていない	1日に平均して何本くらい吸いますか。	1 10本以下 2 11～20本 3 21～30本 4 31本以上
---	--------------------	--

20歳未満の方は質問終了です。

質問12 あなたは過去1年間に、健診等（健康診断、健康診査及び人間ドック）を受けたことがありますか。

注：次のようなものは健診等には含まれません。
 がんのみの検診、妊産婦検診、
 歯の健康診査、
 病院や診療所で行う診療としての検査



補問12-1 どのような機会に健診等を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。また、その中で最後に受けた健診等の番号についても番号記入欄に記入してください。

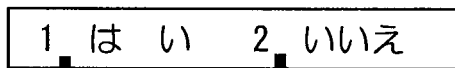
※ 1~3の各機関が指示する医療機関で受けた場合は、それぞれの機関の番号に○をつけてください。

- 1 市区町村が実施した健診
- 2 勤め先、又は健康保険組合等が実施した健診
- 3 学校が実施した健診
- 4 人間ドック（上記1~3以外の健診で行うもの）
- 5 その他

最後に受けた健診等 → 番

【以後、最後に受けた健診等についてお伺いします。】

補問12-2 健診等の結果、何らかの指摘を受けましたか。（健診等の結果にあわせて書面に記載されている場合を含む。）



<健診結果の記載例>
 血圧が高めなので塩分の摂取を控えましょう。
 再検査を受けてください。
 医療機関を受診してください。 など

質問13へ

補問12-3 健診等の結果が出た後、生活習慣の改善に関して専門家（医師、保健師、又は管理栄養士等）のアドバイス（保健指導）を受けるように勧められましたか。



その後、保健指導を受けましたか。



補問12-4 健診等や保健指導を受けたことをきっかけに、自分の健康管理に注意を払うようになりましたか。



補問12-5へ

補問12-5 最終的に、医療機関を受診するように勧められましたか。

1 はい 2 いいえ

(再検査・精密検査目的の受診を除く。)

その後、医療機関を受診しましたか。

1 はい 2 いいえ

【補問12-6は質問12で「2 ない」と答えた方のみお答えください。】

補問12-6 それは、どのような理由で受けなかったのですか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| 01 知らなかったから | 08 健康状態に自信があり、必要性を感じないから |
| 02 時間がとれなかったから | 09 心配な時はいつでも医療機関を受診できるから |
| 03 場所が遠いから | 10 結果が不安なため、受けたくないから |
| 04 費用がかかるから | 11 めんどうだから |
| 05 検査等(採血、胃カメラ等)に不安があるから | 12 その他 |
| 06 その時、医療機関に入通院していたから | |
| 07 毎年受ける必要性を感じないから | |

※ 質問13、補問13-1のがん検診については、健診等(健康診断、健康診査及び人間ドック)の中で受診したものも含まれます。

質問13 あなたは過去1年間に、下記のがん検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。

- | |
|--|
| 1 胃がん検診
(バリウムによるレントゲン撮影や内視鏡(胃カメラ、ファイバースコープ)による撮影など) |
| 2 肺がん検診(胸のレントゲン撮影や喀痰(かくたん)検査など) |
| 3 子宮がん検診(子宮の細胞診検査など) |
| 4 乳がん検診(マンモグラフィ撮影や乳房超音波エコー検査など) |
| 5 大腸がん検診(便潜血反応検査(検便)など) |
| 6 その他() |
| 7 受けていない |

20歳以上の女性の方

※ 質問13を回答いただいた方もお答えください。

補問13-1 あなたは過去2年間に、下記のがん検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。

- | |
|---------------------------------|
| 1 子宮がん検診(子宮の細胞診検査など) |
| 2 乳がん検診(マンモグラフィ撮影や乳房超音波エコー検査など) |
| 3 1~2は受けていない |

ご協力ありがとうございました。

国民生活基礎調査【介護票】

(平成22年6月3日調査)

調査員記入欄

地区番号					単位区番号				世帯番号			
------	--	--	--	--	-------	--	--	--	------	--	--	--

この調査は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。
 秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

＜ 記入上の注意 ＞

- ・『(介護票)記入のしかた』をよくお読みになってから記入してください。
- ・もし記入方法がわからなかった場合は、調査員が受け取りにうかがったときにおたずねください。
- ・ご自分で記入できない方については、介護をしている方、又はご家族の方が回答してください。
- ・選択肢はあてはまる番号1つ、又はあてはまるすべての番号に○をつけてください。
- ・数字は右づめで記入してください。
- ・できるだけ黒のボールペンで記入してください。

質問1 この調査票に回答する方はどなたですか。
 あてはまる番号1つに○をつけてください。

1 介護が必要な者(本人)				
2 主に介護をしている者				
その他の者(1, 2以外)	→	3 配偶者	4 子	5 子の配偶者
		6 父母	7 その他	

質問2 介護が必要な方の性と出生年月をお答えください。
 あてはまる番号1つに○をつけ、出生年月には数字を右づめで記入してください。

(1) 性	(2) 出生年月
1 男 2 女	1 明治 2 大正 3 昭和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月

質問3 調査日現在の要介護度の状況と1年前の要介護度の状況をお答えください。
 あてはまる番号1つに○をつけてください。
 ※ 介護保険被保険者証等を参考に記入してください。

現在(平成22年6月)									
1 要支援1	2 要支援2	3 要介護1	4 要介護2	5 要介護3	6 要介護4	7 要介護5			
1年前(平成21年6月)									
01 要支援1	02 要支援2	03 要介護1	04 要介護2	05 要介護3	06 要介護4	07 要介護5	08 自立と認定された	09 認定を申請中であった	10 認定を申請していなかった

次頁に続きます。

質問4 介護が必要となった原因は何ですか。

あてはまるすべての番号に○をつけ、かつ、その中で主な原因である番号1つを主な原因欄に記入してください。

01	脳血管疾患（脳卒中）… 脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、その他の脳血管疾患及びその後遺症など
02	心疾患（心臓病）… 狭心症、心筋こうそく、不整脈、心筋炎、その他の心臓疾患
03	悪性新生物（がん）… すべての部位のがん（白血病を含む）及び肉腫
04	呼吸器疾患… 肺気腫、肺炎、気管支炎、胸膜疾患など
05	関節疾患… 関節リウマチ、何らかの原因による関節炎、関節症、腰痛症
06	認知症… 認知症（アルツハイマー病等）
07	パーキンソン病
08	糖尿病… 糖尿病及び糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症などの合併症
09	視覚・聴覚障害… 緑内障、網膜はくり、難聴など
10	骨折・転倒… 屋内外を問わず、何らかの原因で骨折又は転倒したもの
11	脊髄損傷… 外傷に伴って脊髄の挫傷、断裂、血行障害により脊髄の機能が傷害されたもの
12	高齢による衰弱… 特にこれといった病気と診断されていないものの、老いて体の機能が衰弱したもの
13	その他… 具体的に記入してください（ <input type="text"/> ）
14	わからない

○をつけた中で主なもの1つ

主な原因 番

質問5 5月中に利用した居宅サービスについて、利用したサービスのすべての番号に○をつけ、利用した日数又は食数を記入してください。

※ 配食サービスを1日に複数回受けた場合は食数を合計してください。訪問系サービスなどで1日に複数回受けた場合は回数に関わらず1日として計算してください。

サービスの種類 (1~4は介護保険制度によるサービスをいいます。)		5月中のサービス利用日数	
		介護保険、市町村事業等	全額自己負担
1	訪問系サービス 〔訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護〕	日	日
2	通所系サービス 〔通所介護、通所リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護〕	日	日
3	短期入所サービス 〔短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護〕	日	日
4	小規模多機能型居宅介護 〔小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護〕	日	日
5	配食サービス	食	食
6	外出支援サービス	日	日
7	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス	日	日

1~4を利用していない方は質問6へ

1~4を1つでも利用している方は質問7へ

【質問6は、質問5の1～4のサービス(介護保険によるサービス)を1つも利用していない方がお答えください。】

質問6 介護保険によるサービスを受けていない理由は何ですか。
あてはまるすべての番号に○をつけてください。

1	家族介護でなんとかやっけていける
2	介護が必要な者(本人)でなんとかやっけていける
3	他人を家に入れたくない
4	外出するのが大変
5	どのようなサービスがあるかわからない
6	サービスを受ける手続きがわからない
7	利用者負担が払えない
8	受けたいサービスがない
9	その他 具体的に記入してください ()

【引き続き質問7からお答えください。】

質問7 主に介護をしている方の1日の平均的な介護時間はどのくらいですか。
あてはまる番号1つに○をつけてください。

※ 介護の頻度が毎日でなく、数日に1度の場合は「5 その他」に○をつけてください。

1	ほとんど終日	2	半日程度	3	2～3時間程度	4	必要なときに手をかす程度	5	その他
---	--------	---	------	---	---------	---	--------------	---	-----

質問8 その他の介護者(主に介護をしている方以外で介護をしている方)がいる場合は人数を記入し、その状況をお答えください。

ただし、事業者(ホームヘルパー等)は除きます。

(1) 人数	その他の介護者 <input type="text"/> 人
--------	--------------------------------

このうち介護をしている時間が最も長い方について、以下の(2)～(6)にお答えください。
それぞれあてはまる番号1つに○をつけてください。

(2) 同別居の状況	1 同居している 同居していない → 居住場所をお答えください。 (2 同一家屋・敷地 3 同一市区町村 4 その他の地域)
(3) 性	1 男 2 女
(4) 年齢	1 19歳以下 2 20～29歳 3 30～39歳 4 40～49歳 5 50～59歳 6 60～69歳 7 70～79歳 8 80歳以上
(5) 介護が必要な方(本人)からみた続柄	1 配偶者 2 子 3 子の配偶者 4 父母 5 その他の親族 6 その他
(6) 介護頻度	1 ほぼ毎日 2 週2～4日 3 週に1日 4 月に1～3日

次頁に続きます。

質問9 次のような介護を受けていますか。また、どなたから受けていますか。

受けている介護内容のすべての番号に○をつけ、それぞれの介護についてどなたから受けているかあてはまるすべての番号に○をつけてください。

介護内容	事業者 (ホームヘルパー等) による介護	家族等による 介護		介護内容	事業者 (ホームヘルパー等) による介護	家族等による 介護	
		主に介護 する者	その他の者			主に介護 する者	その他の者
01 洗顔	1	2	3	09 食事の準備・後始末 (調理を含む)	1	2	3
02 口腔清掃(はみがき等)	1	2	3	10 食事介助	1	2	3
03 身体の清拭(体をふく)	1	2	3	11 服薬の手助け	1	2	3
04 洗髪	1	2	3	12 散歩	1	2	3
05 着替	1	2	3	13 掃除	1	2	3
06 入浴介助	1	2	3	14 洗濯	1	2	3
07 体位交換・起居 (寝返りや体を起こす等)	1	2	3	15 買い物	1	2	3
08 排泄介助	1	2	3	16 話し相手	1	2	3

質問10 5月中に事業者を支払った居宅サービスの自己負担額を右づめで記入してください。

		万						円
+	-		千	百	+	-		

※ 質問5で回答した居宅サービスの費用についてお答えください。
 ※ 保管しているサービスの領収証(書)を参考に記入してください。

質問11 介護が必要な方が65歳以上の場合、介護保険料所得段階をお答えください。

※ 介護保険料額決定通知書に記載されている所得段階区分と同じ段階に○をつけてください。
 ※ ただし、第1段階～第3段階以外の方については、4か5のうち、あてはまる番号に○をつけてください。

- 1 第1段階(生活保護受給者、又は高齢福祉年金受給者であって世帯の全員が市町村民税非課税)
- 2 第2段階(介護が必要な者の昨年1年間の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下であって世帯の全員が市町村民税非課税)
- 3 第3段階(世帯の全員が市町村民税非課税であって、上記1,2以外)
- 4 介護が必要な者は市町村民税が非課税であって、世帯に課税されている者がいる
- 5 介護が必要な者は市町村民税を課税されている

質問12 5月中の介護費用についてお答えください。
 あてはまるすべての番号に○をつけてください。

- 1 介護が必要な者(あるいは配偶者)の収入を充てた。
 ↳ (1 年金・恩給 2 年金・恩給以外の収入)
- 2 介護が必要な者(あるいは配偶者)の貯蓄を充てた。
- 3 介護が必要な者(あるいは配偶者)以外の者の収入・貯蓄を充てた。

ご協力ありがとうございました。


国民生活基礎調査【所得票】

(平成22年7月15日調査)

この調査は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。
秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

<記入上の注意>

- ・ この調査票は、昨年1年間（平成21年1月1日～12月31日）に何らかの所得や税金、社会保険料、企業年金・個人年金等の掛金の支出があった方が 1人1冊ずつ、記入してください。
（所得には、アルバイトによる所得や仕送り、年金も含まれます。）
- ・ もし記入方法がわからなかった場合は、調査員が受け取りにうかがったときにおたずねください。
- ・ ご自分で記入できない方については、ご家族の方が回答してください。
- ・ できるだけ黒のボールペンで記入してください。
- ・ 7月15日以降に調査員があらためておうかがいいたしますので、それまでに枠の質問について記入してください。

 所得や課税等の支出のあった方は、質問1から順に記入してください。

質問1

あなたの性・出生年月を記入してください。

性・元号はあてはまる番号1つに○をつけ、出生年月には数字を右づめて記入してください。

性	出生年月			
1 男	1 明治	3 昭和	<input type="text"/>	<input type="text"/>
2 女	2 大正	4 平成	年	月

※ 所得については2ページから、課税等の支出については6ページから記入してください。
15ページは、世帯主又は世帯を代表する方が記入してください。

調査員記入欄					
地区番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	単位区番号	<input type="text"/>	世帯番号

昨年1年間に何らかの所得を受け取った場合は、2及び4ページの所得の種類ごとに、1年分の所得金額を万円単位で記入してください。

所得のなかった方は、6ページへお進みください。

右ページの書類をお持ちの方は参考にしてください。

【金額記入の注意】

- ・ 万円未満は四捨五入して、万円単位で右づめに記入してください。
(1~4,999円は「0万円」、5,000~14,999円は「1万円」)
- ・ 生命保険の受取金、退職金、不動産や株の売却代金、宝くじの当せん金などの一時的なものは含みません。

質問2

あなたは昨年1年間
(平成21年1月~12月)
に何らかの所得を受け取りましたか。

受け取った所得の種類ごとに
金額を記入してください。

雇用者所得

01

--	--	--	--	--

 万円
億 千 百 十 一

事業所得

02

--	--	--	--	--

 万円
億 千 百 十 一

農耕・畜産
所得

03

--	--	--	--	--

 万円
億 千 百 十 一

家内労働
所得

04

--	--	--	--	--

 万円
億 千 百 十 一

財産所得

05

--	--	--	--	--

 万円
億 千 百 十 一

1年分の所得金額がわからないときは、1か月の収入の1.2倍にボーナス分を加えるなどして、1年分の金額を計算して記入してください。

勤めて得た所得

勤め先から受け取った給料、賃金、賞与(ボーナス)を合わせた税込み金額を記入してください。アルバイト等による所得も含まれます。

【参考書類】源泉徴収票【原本又は写し】
給与明細書

事業(農耕・畜産以外)による収入から、仕入額、従業員に対する給与などの必要経費を差し引いた所得金額を記入してください。漁業・林業による所得を含みます。

【参考書類】確定申告書【控】

農業や畜産による収入(自家消費分を含む。)から、肥料代、農薬代、家畜・家きんの購入費、雇い人の賃金などの必要経費を差し引いた所得金額を記入してください。

【参考書類】確定申告書【控】

注文主からの委託を受けて、品物の製造や加工等(校正業務やワープロ入力などを含む。)を行って得た所得から必要な経費を差し引いた所得金額を記入してください。

財産による所得

家屋や土地を貸すことによって得た所得や、預貯金、公社債、株式などから得られた利子、配当金(源泉分離課税分を含む。)の合計額を記入してください。家や土地の売却代金、引き出した預貯金、生命保険・損害保険からの受取金を除きます。

【参考書類】確定申告書【控】

取引口座の通帳、配当金額収書など

給与所得者の方

⇒ 平成21年分 給与所得の源泉徴収票 [原本又は写し] を参考にしてください

平成21年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	(電話番号)
種別	別支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
控除対象配偶者の有無等	配偶者の別	控除額	所得控除の額の合計額
住宅借入金等特別控除	国民年金保険料等の金額	円	円
天婦	乙	本人	その他
住所(雇所)	又は所在地	氏名又は名称	(電話)

支	払	金	額
内	千	円	

『雇用者所得』欄へ記入

確定申告を行った方

⇒ 平成21年分の所得税の確定申告書 [控] を参考にしてください

平成21年分の所得税の 申告書B

住所	フリガナ	氏名	性別	職業	専業主婦	世帯主	所得者の別
事業等	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
不動産	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
利子	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
配当	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘
合計	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟

※ この様式は、申告書B 第一表です。

給	与	①							
---	---	---	--	--	--	--	--	--	--

『雇用者所得』欄へ記入
※ 申告書Aでは、給与⑦欄になります。

事業等	①						
農業	②						
不動産	③						
利子	④						
配当	⑤						

- ・ 事業(営業等) ① → 『事業所得』欄へ記入
- ・ 事業(農業) ② → 『農耕・畜産所得』欄へ記入
- ・ 不動産 ③ } → 『財産所得』欄へ記入
- ・ 利子 ④ }
- ・ 配当 ⑤ }

※ 申告書Aでは、配当は③欄になります。

【注意】 源泉分離課税された「利子」「配当」のあった方は、源泉分離課税分を含めた「利子」等も『財産所得』欄に記入してください。

質問2 (つづき)

公的年金・恩給 06

--	--	--	--

 万円
千 百 + -

雇用保険 07

--	--	--	--

 万円
千 百 + -

児童手当等 08

--	--	--	--

 万円
千 百 + -

その他の
社会保障給付金 09

--	--	--	--

 万円
千 百 + -

仕送り 10

--	--	--	--

 万円
千 百 + -

企業年金・
個人年金等 11

--	--	--	--

 万円
千 百 + -

その他の所得 12

--	--	--	--

 万円
千 百 + -

公的年金・恩給による所得

国民年金、基礎年金、厚生年金（厚生年金基金からの年金を含む。）、共済年金、福祉年金、恩給などからの受取額を記入してください。【参考書類】年金振込通知書など

1支払期（2か月）分しか受給額がわからないときは、その金額を6倍するなどして、1年分の金額を記入してください。

公的年金・恩給以外の 社会保障給付金による所得

雇用保険法の失業等給付、船員保険法の失業保険金の受取額（育児休業給付、介護休業給付を含む。）を記入してください。【参考書類】雇用保険受給資格者証

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童育成手当などの児童に関する社会保障給付金の受取額を記入してください。

生活保護法による扶助、医療保険による傷病手当金・出産手当金、労働者災害補償保険などその他法令に基づく支給金の受取額を記入してください。

仕送りによる所得

定期的又は継続的に送られてきた金品の額を記入してください。品物は、時価に換算した額を記入してください。

単身赴任者を送り出している世帯で、単身赴任者の口座から生活費等として定期的に引き出している場合は、その金額をこちらの欄に記入してください。

企業年金・ 個人年金等による所得

企業年金、生命保険会社・かんぽ生命・銀行・証券会社などの個人年金及び年金型商品、国民年金基金、農業者年金などからの受取額を記入してください。

厚生年金基金からの年金は、「公的年金・恩給」に記入してください。

その他の所得

上記以外の冠婚葬祭の金、各種祝い金、せん別、見舞金などの受取額を記入してください。

退職金、宝くじの当せん金などは含みません。

公的年金を受給している方 ⇒ 年金振込通知書を参考にしてください

年金振込通知書

(初回振込予定日) 平成 年 月 日

あなたの年金は、平成 年 月から平成 年 月までの各月ごとに、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振込みの手続きを行うこととしましたので、お知らせします。

◎年金の種類 年金
[金融機関コード]

◎振込先 銀行・金庫・信組
支店

◎年金支払額及び年金から特別徴収する保険料(税)額等の金額

年金支払額	円
介護保険料額	
国保保険料(税)額	
長寿医療保険料額	
所得税	
年金支払額	円

『公的年金・恩給』欄へ記入

※ 年金振込通知書は、1支払期(2か月)分が記入されています。平成21年1年分の金額を記入してください。

社会保険庁
官署支出官 社会保険庁

雇用保険を受給している方 ⇒ 雇用保険受給資格者証を参考にしてください

(第1面)

雇用保険受給資格者証

040

① 支給番号			② 氏名			③ 被保険者番号		
④ 性別	⑤ 年齢	⑥ 生年月日	⑦ 支払方法(金融機関コード一記号(口座)番号)			⑧ 求職番号	⑨ 認定日	
⑩ 住所又は居所								
⑪ 求職申込年月日		⑫ 資格取得年月日		⑬ 離職年月日 理由		⑭ 受給期間満了年月日		⑮ 基本手当日額

示(◎、一括、巡相、市町村)

年 月 日
通所手当月額 支給開始月日
円 月 日
月日 月 日

(折り曲げ線以外では折り曲げないで下さい。)

『雇用保険』欄へ記入

※ 平成21年1月1日~12月31日までの間に受給された日数と、基本手当日額から雇用保険額を記入してください。

【金額記入の注意】

万円未満は四捨五入して、万円単位で右づめに記入してください
 (1~4,999円は「0万円」、5,000~14,999円は「1万円」)

質問3

平成21年分の所得税の課税はありましたか。

あてはまる番号に○をつけ、
1に○をつけた方は金額も記入してください。

1 課税あり →

--	--	--	--

 万

--

 千円

千 百 十 一

金額の千円未満は四捨五入し、右づめで記入してください。

2 課税なし

※ 不動産譲渡にかかる所得税は、除いてください。

【参考書類】

- * 平成21年分 給与所得の源泉徴収票 [原本又は写し]
- * 年金振込通知書
- * 平成21年分の所得税の確定申告書 [控]

給与所得者の方

⇒ 平成21年分 給与所得の源泉徴収票[原本又は写し]を参考にしてください

平成 21 年 分 給 与 所 得 の 源 泉 徴 収 票

支払を受ける者 (受給者) 氏名 (姓) (フリガナ) (敬称)

別 別 天 払 金 額 給与所得控除後の金額 所得控除の合計額 源泉徴収税額

控除対象配偶者の種類等 配偶者特別控除の額 扶養親族の額 (配偶者を除く) 障害者の額 (本人を除く) 社会保険料等の金額 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 住宅入金等特別控除の額

源泉徴収税額

内 千 円

源泉徴収税額を『所得税額』欄へ記入

公的年金を受給し、公的年金から天引きされた方

⇒ 年金振込通知書を参考にしてください

年金振込通知書

(初回振込予定日) 平成 年 月 日

あなたの年金は、平成 年 月 から平成 年 月 までの各納期月に、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振込みの手続きを行うこととしましたので、お知らせします。

①年金の種類 年金
振込先 銀行・金庫・信託 支店

②年金支払額及び年金から特別徴収する保険料(税)額等の金額

年金支払額	円
介護保険料額	円
国民保険料(税)額	円
所得税額	円

所得税額 円

『所得税額』欄へ記入

※ 年金振込通知書は、1支払期(2か月)分が記入されています。平成21年1年分の金額を記入してください。

確定申告を行った方

⇒ 平成21年分の所得税の確定申告書[控]を参考にしてください

平成 21 年 分 の 所 得 税 の 申 告 書 B

住所 アリガタ 氏名 性別 年齢 職業 専業主婦の氏名 配偶者の職業

所得金額 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

第一表 ○この用紙は控用です。

差引所得税額 ③⑥

災害減免額、外国税額控除 ③⑦

所得税額 = 差引所得金額③⑥ - 災害減免額、③⑦ 外国税額控除 ~ ③⑧

『所得税額』欄へ記入

※ 申告書Aでは、③⑩と③⑪の欄になります。

【金額記入の注意】

千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください (1~499円は「0千円」、500~1,499円は「1千円」)

質問 4

平成 22 年度の住民税の課税はありましたか。

あてはまる番号に○をつけ、
1に○をつけた方は金額も記入してください。

1 課税あり →

--	--	--	--	--

 万

--

 千円

千 百 十 一
金額の千円未満は四捨五入し、右づめで記入してください。

2 課税なし

※ 住民税は、道府県（都）民税と市町村（区）民税の合計です。
不動産譲渡にかかる住民税は、除いてください。

【参考書類】

- * 平成22年度 給与所得等に係る市町村（区）民税・道府県（都）民税
特別徴収税額の決定・変更通知書
- * 平成22年度 市町村（区）民税・道府県（都）民税
税額決定・納税通知書

参 考 書 類

給与所得者の方

(給与天引き以外に住民税を納めている方は、次の「給与所得者以外の方」を参考にしてください)

⇒ 平成22年度 給与所得等に係る市町村(区)民税・道府県(都)民税 特別徴収税額の決定・変更通知書を参考にしてください

※ 様式は、各地方公共団体によって異なります

平成22年度 給与所得等に係る市町村(区)民税・道府県(都)民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

納税義務者氏名: 山本 太郎 住所: 東京都千代田区千代田 1-1-1

給与所得者氏名: 山本 太郎 住所: 東京都千代田区千代田 1-1-1

特別徴収税額: 12,000円

変更: 変更なし

特別徴収税額⑧

特別徴収税額を『住民税額』欄へ記入

給与所得者以外の方

⇒ 平成22年度 市町村(区)民税・道府県(都)民税 税額決定・納税通知書を参考にしてください

※ 様式は、各地方公共団体によって異なります

市町村民税・道府県民税 税額決定 納税通知書

納税者氏名: 山本 太郎 住所: 東京都千代田区千代田 1-1-1

通知書の項目記載例:

- 「住民税額計」
- 「年税額」
- 「市町村(区)民税、道府県(都)民税の合計税額」
- 「普通徴収と特別徴収の合計額」

『住民税額』欄へ記入

【金額記入の注意】

千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください
 (1~499円は「0千円」、500~1,499円は「1千円」)

質問5

平成21年分の社会保険料の支払いはありましたか。

医療保険（短期掛金）・年金保険（長期掛金）・介護保険・その他（雇用保険等）のうち、ひとつでも支払いのあったときには、1に〇をつけ、支払った金額も記入してください。ひとつも支払いがなかったときには、2に〇をつけてください。

※ 保険料は、実際に支払った方が記入してください。

1 支払いあり

2 支払いなし

支払いのない方は、14ページにお進みください。

● 昨年1年間に支払った社会保険料の総額を記入してください。

記入のしかたは、11ページの上段「総額」より「給与所得者の方」又は「給与所得者以外の方」から選んで記入してください。

社会保険料の総額 万 千円

千 百 十 一

金額の千円未満は四捨五入し、右づめで記入してください。

● 支払った保険料の内訳を記入してください。

記入のしかたは、11ページの下段「内訳」より「給与所得者の方」又は「給与所得者以外の方」から選んで記入してください。

内 訳

医療保険
(短期掛金) 万 千円

千 百 十 一

年金保険
(長期掛金) 万 千円

千 百 十 一

介護保険 万 千円

千 百 十 一

その他
(雇用保険等) 万 千円

千 百 十 一

金額の千円未満は四捨五入し、右づめで記入してください。

【記入のしかた】

給与所得者の方

給与所得者以外の方

総額

下の書類をお持ちですか。複数お持ちの方は1つを選んでください。

持っている方

源泉徴収票〔原本又は写し〕
⇒ 12ページ①参照

確定申告書〔控〕
⇒ 13ページ②参照

住民税の納税通知書
⇒ 所得控除欄の「社会保険料」

持っていない方

⇒ 下の方法より内訳を計算してから、内訳の合計を総額に記入してください。

下の書類をお持ちですか。複数お持ちの方は1つを選んでください。

持っている方

確定申告書〔控〕
⇒ 13ページ②参照

住民税の納税通知書
⇒ 所得控除欄の「社会保険料」

持っていない方

⇒ 下の方法より内訳を計算してから、内訳の合計を総額に記入してください。

内訳

給与明細書を参考に、下の計算をしてください。

〔給与から天引きされていない方は、右の「給与所得者以外の方」から選んでください。〕

1年分を持っている方

⇒ 月々（ボーナス分含む。）の明細書から社会保険料の内訳の保険ごとに金額を1年分足し上げてください。

1年分はないが、1か月分を持っている方

⇒ 総額のわかる方は、12ページの計算式Aにあてはめて計算してください。

⇒ 総額のわからない方は、12ページの計算式Bにあてはめて計算してください。

どの方法で納めましたか。

座振替又は納付書（普通徴収）で納付された方

⇒ 納入（税）通知書又は各納付書から、国民健康保険料（税）、国民年金保険料、介護保険料の1年分の金額を記入してください。

公的年金から天引き（特別徴収）で納付された方

⇒ 年金振込通知書等から、医療保険料、介護保険料の1年分の金額を計算してください。

（13ページ③参照）

- 【注意】
- ・ 昨年、年の途中で支払い方法を変更された方（例：納付書から給与天引きに変更）は、それぞれで支払った保険料の合計を記入してください。
 - ・ 40歳以上の方で、医療保険と介護保険の区別ができない場合は、医療保険にまとめて記入してください。
 - ・ 「厚生年金基金」の支払いは年金保険に含めますが、「国民年金基金」、「農業者年金」の支払いは、14ページの質問7「企業年金・個人年金等」に含めてください。

給与所得者の方

① 源泉徴収票 [原本又は写し] を持っている方

参考書類

平成 21 年 分 給 与 所 得 の 源 泉 徴 収 票															
支払を受ける者		住所又は居所		氏名		(郵便番号)									
						(フリガナ)									
						(電話番号)									
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額											
内	千円	円	千円	円											
控除対象配偶者の有無等	控除対象特別障害者の有無	扶養親族の額	障害者の有無	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額								
有	無	千円	有	千円	千円	千円	千円								
Q(控除) 住宅借入金等特別控除可能額		国民年金保険料等の金額		円		記償者の									
居住開始年月日						個人年金保険									
						旧長期P									
未済者	乙欄	本人の所得等	常	紳	高	勤	死	災	外	中	途	既	注	日	明
		千円	種	別	天	務	亡	害	国	途	既	注	日	明	
住所(居所)又は所在地		氏名又は名称		(電話)											

社会保険料等の金額

千円

円

『社会保険料の総額』欄へ記入

1年分はないが1か月分の給与明細書を持っている方

内訳の計算のしかた

計算式 A 1年分の社会保険料の総額と1か月の給与明細書がわかる方

$$A = \frac{\text{1年分の社会保険料の総額}}{\text{1か月の社会保険料の総額}}$$

百円の位を四捨五入

1か月分の医療保険(短期掛金)	×	A	=	医療保険(短期掛金)	千円
1か月分の年金保険(長期掛金)	×	A	=	年金保険(長期掛金)	千円
1か月分の介護保険料	×	A	=	介護保険	千円
1か月分その他(雇用保険等)	×	A	=	その他(雇用保険等)	千円

計算式 B 1か月の給与明細書がわかる方

$$B = \frac{\text{給与の月数} + \text{ボーナス月数}}{\text{(回数) (1年分のボーナスが給与の何か月に相当するか)}}$$

百円の位を四捨五入

1か月分の医療保険(短期掛金)	×	B	=	医療保険(短期掛金)	千円
1か月分の年金保険(長期掛金)	×	B	=	年金保険(長期掛金)	千円
1か月分の介護保険料	×	B	=	介護保険	千円
1か月分その他(雇用保険等)	×	B	=	その他(雇用保険等)	千円

② 確定申告書 [控] を持っている方

参考書類

平成 21 年分の所得税の 申告書 B

第一表 ○この用紙は控用です。

収入金額等

社会保険料控除 ⑫

『社会保険料の総額』欄へ記入
※ 申告書 A では、⑥欄になります。

所得控除

社会保険料控除 ⑫

所得金額

税額

支払金額

納付済額

還付金額

合計

所得金額

税額

支払金額

納付済額

還付金額

合計

所得金額

税額

支払金額

納付済額

還付金額

合計

③ 公的年金から天引き（特別徴収）で納付された方

参考書類

年金振込通知書

(初回繰込予定日) 平成 年 月 日

あなたの年金は、平成 年 月から平成 年 月までの各偶数月に、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に繰込みの手続きを行うこととしましたので、お知らせします。

◎年金の種類

◎繰込先

◎年金支払額及び年金から特別徴収する保険料(税)額等の金

年金支払額	
介護保険料額	
国保保険料(税)額	
長寿医療保険料額	
所得税額	
繰込金額	

介護保険料額	円
国保保険料(税)額	円
長寿医療保険料額	円

・ 介護保険料額 → 『介護保険』欄へ記入

・ 国保保険料(税)額
長寿医療保険料額 → 『医療保険』欄へ記入

※ 年金振込通知書は、1支払期(2か月)分が記入されています。平成21年1年分の金額を記入してください。

社会保険庁
官署支出官 社会保険庁総務部経理課

質問6

平成21年度の固定資産税の課税はありましたか。

あてはまる番号に○をつけ、
1に○をつけた方は金額も記入してください。

1 課税あり



								万		千円
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	----

千 百 十 一

2 課税なし

金額の千円未満は四捨五入し、右づめで記入してください。

※ 個人所有の土地・家屋（事業関係分は除く。）に対する税額です。
土地・家屋の名義人が否かにかかわらず、実際に支払った方が記入してください。

【参考書類】

* 平成21年度 固定資産税・都市計画税通知書

質問7

平成21年分の企業年金・個人年金等の掛金を
支払いましたか。

あてはまる番号に○をつけ、
1に○をつけた方は金額も記入してください。

1 支払いあり



								万		千円
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	----

千 百 十 一

2 支払いなし

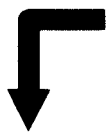
金額の千円未満は四捨五入し、右づめで記入してください。

※ 掛金は、実際に支払った方が記入してください。

【企業年金の例】 確定給付企業年金・適格退職年金などの本人拠出分

【個人年金の例】 生命保険会社・かんぽ生命・銀行・証券会社などの個人年金や年金型商品

【その他】 国民年金基金、農業者年金、確定拠出年金（個人型）



世帯主 または 世帯を代表する方 は
引き続き下の 質問 8 にもお答えください。

質問 8

現在の暮らしの状況を総合的にみて、どう感じていますか。

あてはまる番号 1 つに○をつけてください。

- 1 大変苦しい
- 2 やや苦しい
- 3 普通
- 4 ややゆとりがある
- 5 大変ゆとりがある

ご協力ありがとうございました。

ご協力ありがとうございました。

(平成22年7月15日調査)

調査員記入欄

地区番号		単位区番号		世帯番号	
------	--	-------	--	------	--

<記入上の注意>

- ・『(貯蓄票)記入のしかた』をよくお読みになってから記入してください。
- ・世帯主だけでなく世帯員全員の貯蓄、借入金合計を記入してください。
- ・ここでいう貯蓄・借入金には、家計用だけでなく個人営業のための分も含めます。
- ・できるだけ黒のボールペンで記入してください。

この調査は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。

秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

世帯主又は世帯を代表する方がお答えください。

質問1 あなたの世帯に以下に掲げる貯蓄はありますか(平成22年6月末日現在)。

あてはまる番号に○をつけ、貯蓄がある場合は、(1)~(4)の合計貯蓄現在高を記入してください。

- (1) ゆうちょ銀行、銀行、信用金庫、農業協同組合などの金融機関への貯金
(預金)(通常貯金・普通預金、定額・定期貯金(預金)、積立貯金(預金)、当座預金等) 1 有 2 無

- (2) 生命保険、個人年金保険、損害保険、簡易保険のこれまでに払い込んだ保険料(掛け捨ての保険は除きます。)
【計算例】
・月々の払込み額×12(か月)×これまでに払込んだ年数 1 有 2 無
・年間の払込み額×これまでに払込んだ年数

- (3) 株式・株式投資信託(時価)
債券(額面)、公社債投資信託(時価) } ※時価は 6月末日で計算 1 有 2 無
金銭信託・貸付信託(額面)

- (4) その他の預貯金(財形貯蓄、社内預金等) 1 有 2 無

合計貯蓄現在高

億	千	百	十	一

万円

質問2 あなたの世帯の貯蓄現在高は昨年(平成21年6月末日)と比べて変わりましたか。

あてはまる番号に○をつけ、貯蓄が減った場合は減少額、減少理由を記入してください。

- 増えた
- 変わらない
- 減った

減少額

億	千	百	十	一

万円

あてはまるすべての理由の番号に○をつけてください。

- 1 日常の生活費への支出
- 2 土地・住宅の購入費
- 3 入学金、結婚費用、旅行等の一時的な支出
- 4 株式等の評価額の減少
- 5 その他

質問3 あなたの世帯に土地・家屋の購入、耐久消費財の購入、教育資金等の生活のために必要な資金の借入金はありますか(平成22年6月末日現在)。

あてはまる番号に○をつけ、借入金がある場合は合計借入金残高を記入してください。

1 借入金あり → 合計借入金残高

億	千	百	十	一

万円

2 借入金なし

ご協力ありがとうございました。